

射水市議会情報セキュリティ
基本方針

令和 8 年 3 月 策定

射水市議会

1 目的

射水市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

また、基本方針は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による改正後の地方自治法第244条の6第1項で定めるサイバーセキュリティを確保するための方針に位置付けるものとする。

なお、射水市議会議員(以下「議員」という。)個人が、議員活動の中で取得した情報資産は、基本方針の対象外とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) 議会 Wi-Fi

本庁舎5階の議員を対象としたインターネット Wi-Fi をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

4 適用範囲

(1) 対象者

この方針の対象は、議会が保有する情報資産を取り扱う議員及び議会事務局職員（以下「職員」という。）とする。

(2) 情報資産の範囲

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 遵守義務

議員及び職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって本基本方針及び「射水市議会 会議システム用タブレット型端末機使用基準」を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記の脅威から情報資産を保護するために、以下の対策を講じる。

(1) 組織体制

情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及びパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員及び職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

① 情報資産の持ち出し

議会が保有する情報資産は、市及び議会が貸与する端末以外へ転送しない。

② ソフトウェアの仕様

市及び議会から貸与された端末で、無許可のソフトウェアや外部サービスを利用しない。

③ 内部不正の対策

市及び議会から貸与された端末は、議会関係者以外が閲覧できない環境で利用する。

④ 機器廃棄

コンピュータ等の機器を廃棄やリース返却等する場合は、機器内部の記憶装置の初期化処理だけではなく、必ず記録領域の消磁や記憶装置の物理破壊等によるデータ復元が不可能な措置を行うこと。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

7 情報セキュリティ基本方針の見直し

本基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、本基本方針や議会で策定した基準を見直す。

8 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

9 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。